

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談（3）第1部

2. 日時

令和2年11月5日（木） 13時10分～14時45分
14時50分～15時50分

3. 場所

原子力規制庁 9階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、古作企画調査官、永井主任安全審査官、有田
専門職、武田専門職、田邊専門職、上原技術参与

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

熊谷総括監視指導官

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他4名

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 担当部長 他5名

東海事業所 環境安全部 安全管理グループ長 他1名

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

保安管理部長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む
場合があります。

6. 配布資料

(三菱原子燃料株式会社)

- 資料 1 : 保安規定変更に係る審査会合におけるコメント対応 (回答) について (MSR-20-032) (A-0)
- 資料 2 : (補足資料①) 品質管理基準規則追加 21 項目の保安規定及び保安品質保証計画書への反映について (A-1)
- 資料 3 : (補足資料②) 事業許可と保安規定の記載整理表 (A-2)
- 資料 4 : (補足資料③) 保全区域の再検討結果 (A-3)
- 資料 5 : 保安規定の変更に係る他社状況等を踏まえた対応 (MSR-20-033) (B-0)
- 資料 6 : (添付資料①) CAPシステムの導入状況について (B-1)
- 資料 7 : (添付資料②) 保安措置等に係る運用ガイドの保安規定への反映状況 (B-2)
- 資料 8 : (添付資料③) 施設管理について (B-3)
- 資料 9 : (添付資料④) 加工施設の操作について (B-4)
- 資料 10 : (添付資料⑤) 放射性廃棄物管理及び放射線管理について (B-5)
- 資料 11 : (添付資料⑥) 経年劣化技術評価と長期施設管理方針について (B-6)

(原子燃料工業株式会社熊取事業所)

- 資料 12 : 検査の独立性について

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁アリタです。それではただいまより、三菱原子燃料の保安規定変更認可申請に係る面談を図ります。
0:00:11	本日の面談については、三菱原子燃料の保安規定の関係で2点ありまして、まず一つ目は、9月4日付け10月6日審査会合での指摘内容の対応状況、もう一つが10月23日の原子燃料工業との面談であった指摘についての、三菱原子燃料がどのような対応をしたのか、これらについて確認を行います。
0:00:44	内容としましては、三菱原子燃料で全社共通に関係あるものを最初に議論して、終わった後、三菱原子燃料の修正に係る固有の案件について、指摘をしたいと思います。
0:01:09	それでは、まず、10月23日の原子燃料工業との面談での指摘を踏まえた対応状況についての確認を始めたいと思います。
0:01:20	まず、最初、審査の独立性ということで、資料B0に説明があると思うのですが、3ページNO16に、ここについて、検査の独立性、原子燃料工業について指摘があった事項について、三菱原子燃料の資料を見ますと、対応されたということになっているのですが、そういうことについて事実確認を行いたいと思います。
0:02:14	それについて確認なのですが、検査の独立性の条文でいくと、保安規定の64条、65条について、それぞれ使用前事業者検査と定期事業者検査、規則基準に書かれていることについて説明をして頂きたい。
0:04:16	三菱原子燃料の大牟田です。資料に基づいて説明したいと思うのですが、資料のA2の許可と保安規定の整合に係る資料がございまして、こちらの左の方に保安規定の記載がございまして、そのところでご説明したいと思います。よろしいでしょうか。
0:04:56	規制庁有田です。A2資料の何ページになりますか。
0:05:03	36ページの下の方に第64条に使用前事業者検査の実施という項目がございまして。ここに安全品質保証部長がこの使用前事業者検査の責任をもって統括するというのが第1表に記載されてございまして。
0:05:36	第2項に安全品質保証部長が、保安に関する組織のうち、使用前事業者検査の対象となる建物構築物及び設備機器の工事を、又は点検に関与していない組織の者を検査責任者として指名するということにございまして。
0:06:04	検査責任者は、そういった使用前事業者検査の設備機器の工事だとか点検に関与していない者を、安全品質保証部長が指名するということにございまして。
0:06:20	3項で、実際の使用前事業者検査の実施になるのですが、ここは安全法務課長という者が、使用前事業者検査を実施するということをご説明させていただきます。

0:06:38	安全法務課長というのは、当社の許認可関係の取りまとめをしている人でございまして、とくに補修ですとか点検を実施しているものでもなく、設備を保持している者でもないということで、安全法務課長と当該の設備機器の点検と工事に関与していない検査責任者として指名するということで検査の独立性を担保しているということにしております。
0:06:57	使用前事業者検査は以上です。
0:07:14	規制庁有田です。確認ですが、検査責任者と検査を実施する安全法務課長は別の人ですよ。
0:07:26	そうです
0:07:27	検査責任者として、具体的に想定される人なんですが、例えば保安規定の組織図を見ると、例えば転換課長とか成形課長とか、いろんな役職の方がいると思うんですが、転換施設の使用前事業者検査をやるのであれば成形課長がやるとか、そういうイメージで良いのですか。
0:07:51	三菱原子燃料の大牟田です。原則として、安全品質保証部の中から検査責任者は任命するとしてございます。安全品質保証部の中にも安全管理課というところが、放射線機器を管理するということでございまして、そのものを除いた安全品質保証部の中から検査責任者を任命するということにしております。
0:08:18	規制庁有田です。
0:08:21	設備そのものは、製造部の各課長が所管していますが、使用前事業者検査は安全品質保証部の人を実施するということで、独立しているということよろしいですか。
0:08:41	三菱原子燃料の大牟田です。その通りでございます。
0:08:48	規制庁有田です。
0:08:52	安全品質保証部の方は使用前事業者検査の検査責任者になるということでしたが、これは安全管理課の人になるのですか。
0:09:05	三菱原子燃料の大牟田です。安全品質保証部の中に安全管理課がございませぬ。安全管理課は放射線測定機器の管理をしておりますので、検査責任者に安全管理課長が任命しないということで、それ以外の安全品質保証部の中から検査責任者を任命するということにしております。
0:09:30	規制庁有田です。つまり安全管理課以外の課の人が検査責任者になると。
0:09:40	その通りです。
0:09:42	わかりました。はい。
0:10:12	規制庁有田です。次に定期事業者検査の方をお願いできますか。
0:10:21	三菱原子燃料の大牟田です。定期事業者検査でございますが、先ほどのA2の37ページの真ん中位に、定期事業者検査の実施、第65条というのがございます

0:10:46	その中に、最初の1項に管理総括者が実施手順を施設管理標準にさだめるといのが記載してございまして、2項に管理総括者は保安に関する組織のうち検査対象とならない建物構築物及び設備機器の工事、又は点検に関与していない組織の担当課長を検査責任者として定めるという風にしてございまして、定期事業者検査はいろいろございしますが、当該の設備機器の工事だとか点検に関与していない担当課長を検査責任者とするとして定めてございまして。
0:11:40	例えば、例なんです、設備技術課というのがございまして、設備技術課は当社全体の工事、補修等を管理している部門なんです、その部門は、あわせて附帯設備の運転を管理してございまして。
0:12:02	ですので、こういった附帯設備を管理している設備技術課は工事だとか補修をやるので、そういったところは違う部者の課長が検査責任者となる、定期事業者検査を行うというふうにしてございまして。以上です。
0:12:29	規制庁有田です。つまり別の課長ということで、設備技術課所管の施設だったら製造事業部の成形課長などのどなたかがやられるということで良いのですね。
0:12:49	三菱原子燃料の大牟田です。そういうことになります。
0:12:55	規制庁アリタです。
0:12:59	使用前事業者検査の検査責任者は安全品質保証部の人がやりましたけど、定期事業者検査の方は、東海工場の下についている課長がやるということで、安全品質保証部はからまないということで良いですか。
0:13:22	三菱原子燃料の大牟田です。さきほど、設備技術課の運転する設備機器については、安全品質保証部の安全法務課の方で責任者を実施するということにしてございまして。
0:13:42	それから放射線管理機器についても、実際に安全管理課が機器の管理をしているのですが、定期事業者検査については、安全法務課の方で実施するということにしてございまして。以上です。
0:14:00	規制庁有田です。つまり、設備のものによって製造部の課長がやったり、安全品質保証部の課長がやったりと、そこは場合によってということですね。
0:14:15	その通りでございまして。
0:14:17	規制庁アリタです。
0:14:19	検査責任者まではわかったのですが、検査を実施するのは読めないのですが、誰がやるのですか。
0:14:33	三菱原子燃料の大牟田です。検査を実施するという意味では、設備機器の運転等もありますので、当該の設備機器をもっている部門が検査を実施するということになります。以上です。
0:14:48	規制庁有田です。

0:14:55	つまり、定期事業者検査については、検査を実施するのは担当している設備の人ですが、責任者は他の課の人、それで独立性を担保しているかたちでよろしいですね。
0:15:07	その通りです。
0:15:26	規制庁小澤です。
0:15:28	今の説明の関係で、12条の5なんですけど、5項にも独立性の話があって、今の説明と5項の説明が相反することを言っているとの認識で聞いていたんですが、そちらの説明をお願いします。
0:16:11	三菱原子燃料の大牟田です。
0:16:14	12条の5の検査等の記載になりますが、資料A2の20ページになります。
0:16:29	第12条の5の5項ですね、担当課長は保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員を対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員の人とその他の方法により使用前事業者検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことをいう)を確保するというのがございまして、使用前事業者検査等を実施する要員その他、対象となる機器等を所管する部門に属する要員とすること、その他方法によって独立性を担保するというふうに理解してございます。
0:17:31	規制庁小澤です。今の説明だと理解できるのですがけれども、先ほどの説明が、64条、65条の説明をされた時に検査要員の中には責任者以下の者は、同じ組織のものが操作するというような話があったと思うのですが、そことの関係で12条の5だと、こういう部分については、その他方法によりということ所で読めということでしょうか。
0:18:21	三菱原子燃料の大牟田です。そういうことになります。
0:18:29	規制庁小澤です。その他一点、第12条の5の5項の要員というのは、どの者を指しているのでしょうか。担当課長はから始まっているので、検査責任者を含めないそれ以下の者を指しているという理解でよろしいでしょうか。
0:18:59	三菱原子燃料の大牟田です。ここの部分の要員は担当課長も含めてという理解をしてございます。
0:19:11	規制庁小澤です。そうすると検査責任者も含めてということよろしいですか。
0:19:19	三菱原子燃料の大牟田です。そういう理解をしてございます。
0:20:08	規制庁小澤です。
0:20:11	今のところですが、QMSの12条の5のところは、担当課長はということになっていまして、それ以降の64条とか65条は、安全品質保証部長はということ、主語のところにレベル差があるように感じるのですが、QMSの方も同様に安全品質保証部長はという形で規定すると内容がおかしくなるものなのでしょうか。

0:21:18	三菱原子燃料の大牟田です。ただ今のご指摘了解しました。社内で検討して、このところどういったものにしたら良いか検討したいと思います。
0:21:35	規制庁小澤です。よろしくお願いします。
0:21:50	原子力規制庁の永井です。三菱原子燃料の検査の独立性に以上になります。いくつか第2部でも、個別で確認させて頂きたいものもあると思いますが、こちらは以上となります。
0:22:06	先週実施した、熊取事業所の検査の独立性について、前回、第14回の検査制度の見直しWGに関する検討チームで、資料6で事業者の方から説明があったという説明がありましたが、その点について、熊取事業所の方で、本日資料を準備頂きましたので、特に今の三菱との議論でもあったように、工事、点検を実施した部門との独立性という観点で、どの様に規定しているのかを、条文からだけでは読み取れないようなものも資料にはありますので、資料を全部説明頂かなくても結構ですが、特に点検工事実施部門からの独立性という観点で、熊取事業所の方から説明頂けますでしょうか。
0:23:32	原子燃料工業の藤原でございます。それではですね、先日出しさせて頂いた資料について説明させて頂きます。
0:23:41	内容の方は、今説明のあった、以前の検討会の部分については割愛させて頂きまして、3ページ以降説明いたします。
0:23:59	まずケース1-1ですね、実施部門長が検査責任者となる場合でございまして、使用前事業者検査、定期事業者検査で他部門に工事等を行わせる場合ということでございます。
0:24:24	それについては施工部門と検査部門が分かれていますので、そういった状態になる。その中で、実施部門と検査責任者というのは、当事業所の場合、グループ長を想定してまして、グループ長がさらに、実際に検査する場合にあたって、検査実施責任者を指名するということでございます。
0:24:33	この中で検査実施責任者自体が、検査責任者は検査実施責任者を指名又は自らということで記載させて頂いております。
0:25:22	次のページにございますが、これは定期事業者検査ですね、自部門が工事を行う場合、工事点検等ですね、そういった場合は施行部門、そのまま検査する。例えば放射線管理なんかは、概ね自部門でやることが多いのですが、そういった場合は、検査をする部門と受ける部門が一緒になってくるわけでございます。
0:26:01	こういった場合は、実際、工事施工にかかわっていない者が、検査を実施するということでございます。
0:26:23	最後のページに関しては、使用前事業者検査等で品質検査がございまして。そういった場合は、工事等を行った部門とは、完全に独立した部門が、3号検査

	等になりますが、そういった場合、独立した部門ということで、安全管理グループ、そういったところが検査をするというところで独立性を担保するということをございます。
0:27:10	以上、簡単ですが、資料の説明とさせていただきます。
0:27:17	はい、原子力規制庁の永井です。4ページ目に戻るんですが、ケース1の(2)ということで、施工部門と検査部門が同じとなる場合の例が示されています。
0:27:32	ここで、矢印で各職位が記載されているのですが、一番上の枠の施設全体の統括する責任者が所長ということで熊取事業所はですね。それから中間管理責任者、施工運転部門を統括が部長ということになってます。
0:28:06	その下の検査を受ける組織、イコール施工部門ですけど、検査を実施する組織、運転部門で、そして検査責任者、ここは枠が一つになっていて、これはいずれも担当グループ長ということになってしまうということによろしいでしょうか。
0:28:33	原子燃料工業の藤原でございます。ご指摘のとおりとなります。
0:28:36	原子力規制庁ナガイです。
0:28:42	そうすると検査責任者と、さらに熊取事業所では検査実施責任者ということで、施工担当と独立した管理者が指名されているんですが、これはあらかじめ検査責任者又は検査責任者が指名したのとなってますが、検査実施責任者も検査責任者になることもあれば、そこを指名した同じグループの中の職員になるということがあるということですか。
0:29:23	原子燃料工業の藤原でございます。基本的には、検査責任者が検査を行うものを指名して、検査実施責任者とするんですが、場合によっては自らするという場合も肯定しておりました。
0:29:42	原子力規制庁の永井です。そうすると、資料の一番右側で、独立性の考え方ということで、書いてあるんですが、手順書作成にあたり、施工担当から技術情報の提供をうけるけど、最終的決定に影響はなく、施工担当と独立した管理者を検査実施責任者として検査の立会及び結果の承認及び判定を含め、検査の管理業務は施工担当以外の者で構成する検査担当を行うとあるんですが、それで独立性を担保しているという説明であるんですが、最終的には検査責任者、検査実施責任者になるのかもしれませんが、これで組織的な独立までは求めていないのですが、点検とか工事を実施した者から独立してると言えるのでしょうか。
0:30:56	原子燃料工業の藤原です。ご指摘の点ですね、部内で担当がありまして、当事業所の場合はグループですね、当然検査責任者が自ら検査実施責任者になる場合というのは、部内の他の部署、他の部門の施工なりを想定してたんですが、例えば、2ページのケース1でですね、こちらのケースと先ほど説明のケ

	<p>ースが、若干ずれていると思いますが、この2ページのケース1でいきますと、検査実施部門はグループ自体が違って、こういう場合は、グループ長が検査実施責任者をして問題ないと思っているのですが、ご指摘のとおりで、この場合は同じ課が行う場合もございますので、ご指摘の部分は、今の保安規定の文面等でですね、独立性というのはご指摘頂いているものは読めないところで、ご指摘のとおりと認識してございます。以上です。</p>
0:34:29	<p>核燃料審査部門の古作です。</p>
0:34:35	<p>今ご説明があったところで、検査実施責任者、検査責任者といろいろ分けて、それぞれ独立性をというわけなんです、その点については他社では、わざわざ分けていなかったりということもあるので、今の独立性を検討していきますという検討の中で、どういうふうに保安規定の規定をしていくのが一番合理的かといったようなことは考えて頂いたら良いのかなと思ってます。</p>
0:35:05	<p>今回の資料で、検査見直し検討チームで出された資料をもとにということで説明がありましたけど、この時にもケース1の対応については、独立性の運用をもう少し考えたという指摘があり、この時に三菱原子燃料からでしたが、検討を続けていきますという回答がありましたので、その点でケース1を運用したいということであれば、独立性の考えとして、より具体的にこういうことでやりますというようなことを説明頂ければというふうに思っています。</p>
0:35:35	<p>特に図面においても、ケース1の場合は保安管理責任者から直に検査責任者を指名するというような形で図面で提示されていたりしますので、そういった配慮なのではないかと思っていて、実際にどうやるかは事業者の考えに応じてではあるんですけど、そういうことも念頭に検討を進めて頂ければと思います。以上です。</p>
0:36:25	<p>原子燃料工業の藤原です。今のご指摘含めまして、我々の方も検討をしております、最終的には、自ら行うという部分を削除したいと思っております、実施責任者が、同じ部署内での施工に携わっていない者が検査するというので、グループ長が、いわゆる検査責任者でございますが、実施責任者がかねないということにしたいと考えています。以上です。</p>
0:37:22	<p>はい、原子力規制庁の永井です。また繰り返しになるんですが、原子燃料工業の保安規定の変更後の申請では、検査責任者、これは担当グループ長なんですけど、他に検査実施責任者をおくということも含めて、工事と施工部門からの独立性という観点で、整理して説明をするようにして下さい。</p>
0:38:00	<p>今、検査WGの資料に基づき継続して検討したということですが、その中で実施責任者というのがでてきているので、より複雑な体系になっているんですが、シンプルにというか、検査責任者が誰なのかということを確認にして頂ければと思いますので、整理して説明の方をお願いします。</p>

0:38:35	原子燃料工業の藤原です。承知しました。もう一度検討したいと思います。
0:38:47	はい、原子力規制庁の永井です。それでは熊取事業所の方の検査の独立性については以上になります。引き続き三菱原子燃料の方の資料に戻りたいと思います。
0:39:13	規制庁の有田です。
0:39:20	続きまして、本日の資料のA2、許可と保安規定の記載について整理表について確認します。A2の25ページの一番下、巡視の条文、関連する許可ということで、品質管理の体制と放射性固体廃棄物の管理の話で引用されているのですが、この30条の巡視の条文は加工施設の操作の章にあるので、ここでいうのは、あくまで操作に係る巡視を引用すべきであると考えております。
0:40:01	それでいきますと、許可の内容としては品質管理の体制と放射線廃棄物管理を引用するのはおかしいかと、操作の関係で必要になってくる巡視というのが許可でもあると思います。そういうのはありますでしょうか。
0:40:31	三菱原子燃料の大牟田です。許可の方を具体的に探したんですけど、あるところが放射線のところだったので、書かせて頂いたのですが、そのところはこの部分ではないというご指摘だと思いますので、そのところは修正したいと考えてございます。以上です。
0:40:56	規制庁有田です。 放射線管理とは別物ということで、修正を検討して頂ければ良いと思います。うちの方でも許可を見直して、例としてあげさせていただきますと、許可の13ページの記載で、粉末ウランの漏えいの話で、その中で定期的に運転員が巡視することで早期に検知する設計とするというのがあって、これがまさに操作に係る巡視だと思います。一例としてそういうのがあると思うので、該当するものをピックアップして頂ければと思います。
0:41:46	三菱原子燃料の大牟田です。ご指摘ありがとうございます。今のところを見まして、記載の適正化を行います。以上です。
0:42:16	規制庁有田です。巡視の件は、今の対応でお願いします。次に資料B03のNRA指摘事項のNO8で、事業者検査は1年以上の判断になるので年に1回、実施検査になるうんたらなんたらとなっているのですが、前回の指摘事項をお伝えしますと、指摘事項としましては、これは長期保全計画の中で、色々な項目を評価していると、項目であったり頻度があったりするんですけど、評価というのは定期事業者検査であったり、施設管理の点検で色んなところで見に行くんだと思うんですけど、ここの定義を明確にしておく必要があるかと、その一例として、例えば定期事業者検査で年2回とかやるものを定期事業者検査であてはめるのはおかしいのではないかとということで、そういう指摘があったと思うので、保安規定の本文を直す、直さないは別として、長期評価、長期保全計画

	<p>の評価項目をそれぞれ、どの条文に基づいて点検するのかということを整理して説明して頂きたいと思います。</p>
0:44:38	<p>三菱原子燃料の大牟田です。8番のところのご指摘、別表13の2を当社は付けていませんでしたので、対応不要と付けさせて頂きましたけど、ご指摘の内容ということでは、年2回実施する検査は、運転管理として確認していくと考えるということで、こちらについては保全計画の中で進めていくと以前から計画してましたので、対応不要と記載させて頂きましたが、内容的には適切に対応していきたいと考えています。以上です。</p>
0:45:28	<p>規制庁有田です。長期保全計画ということで、B6の資料で評価方法とか例としてあがっていると思うのですが、それらについては、定期事業者検査で評価するのか、保全計画に基づいて検査するのか、その整理はすでについているということによろしいのですか。</p>
0:46:15	<p>三菱原子燃料の大牟田です。 長期施設管理方針ですけれど、これは10年間で実施する内容等を含めて規定してございます。 今回保安規定の中では、申請した保安規定では、施設管理の保全計画の中に記載をしてございました。長期施設管理方針を保全計画の中で記載していたのですが、前回のNFIの面談において、このところは10年に1回の大きなループであるということございまして、保全計画の中ではなくて、施設管理の中ではあるが保全計画の外に出して記載した方が良いということで、ご指摘頂いて、修正するという事で考えてございます。</p>
0:47:24	<p>具体的に言いますと、資料のB0の5ページに記載してございます。検討2の指摘事項のNO9でございます。長期施設管理方針は10年に1回の一番大きなループであり、保全計画の中に入れるのは違和感があるということで、他社の事例を参考にして検討してくださいとご指摘がございましたので、検討の結果、保全計画の中ではなく、第67条の3にですね、加工施設の経年変化に関する技術的な評価及び長期施設管理計画というのを設けて、こここのところにするのと補正申請させて頂きたいと考えてございます。</p>
0:48:16	<p>また、長期施設管理方針について、高経年化に関する技術評価については、策定するだけではなくて、見直す場合もあるでしょうということで、指摘を受けましたので、その下の本文の中にも、見直すということを追加させて頂きたいと考えてございます。</p>
0:48:41	<p>それから当社の場合は、変更申請では、長期施設管理方針については、添付資料でお示しするということをしてございませんでしたので、NFIのところも考慮して、新たに添付3に加工施設の長期施設管理方針について、追記して補正申請させて頂きたいというふうに考えてございます。</p>

0:49:14	具体的な添付3の記載ですが、6ページになりますが、添付3として、長期施設管理方針ということで、加工施設の長期施設管理方針として、始期と適用期間を記載するとともに、当社の場合は、高経年化評価のところ、追加の保全対策がございましたので、その内容を表という形で、添付3に追加することとで補正させて頂きたいと考えてございます。以上です。
0:50:00	規制庁有田です。 ただいまの説明ですが、私の認識で申し上げますと、もともと保全計画の中に入っていた、高経年化評価と長期施設管理計画、それを独立した条文として、67条の3としてたてたので、これは保全計画とは別物であると。 原燃工で指摘のあった、年に1回しかやらないような検査が、保全計画の点検に入っているのがおかしいという指摘にもあらず、そこはちゃんと整理できているという解釈でよろしいですか。
0:50:51	三菱原子燃料の大牟田です。そのとおりでございます。
0:51:44	規制庁小澤です。念のためもう一度確認ですが、NO8の確認で、他社指摘事項一覧のところ、事業者検査は一定の期間のところの判断として、12ヶ月、13ヶ月以上というところの、期間を設定して整理をするというのでよろしいんですね。
0:52:20	三菱原子燃料の大牟田です。そのとおりでございます。
0:52:25	規制庁小澤です。承知しました。
0:52:58	原子力規制庁永井です。
0:53:02	今のB0資料の3ページのNO8ですね、小澤から確認があった事業者検査の1年以上の判断となっているところで、対応不要ということで〇になっていますが、最初のご説明で対応するという説明があったと聞こえたんですが、そのところをもう一度説明して頂けますか。どの様に対応する予定なのか、回答のところの別表13の2は不要というのは、熊取の面談の時にはコメントしているのですが、三菱原子燃料の方はどの様な対応にするつもりなのか、説明をお願いします。
0:53:58	三菱原子燃料の大牟田でございます。
0:54:02	NO8の指摘につきましては、対応不要と書いてございましたが、こちら別表13の2のところに重きをおいて対応不要と書かせて頂きましたが、実際はいわゆる定期事業者検査については1年以上のものに限って実施をするというところの整理をして、保全計画をたてていくということと、合わせて別に、長期施設管理方針の方は、それを受けた形で施設管理の計画をたてて、実施をするというすみわけで、正確には対応があるということでございます。
0:54:53	原子力規制庁永井です。そのことが、既に保安規定書かかれているのか、書かれていないのであれば、どの様な対応をとろうとしているのか、特に検査の判

	定期間、1年以上とか、年2回というのは、どの様な形で、保安規定に規定しようとしているのか説明して下さい。
0:56:32	三菱原子燃料の大牟田です。資料のA2のところで説明いたします。事業許可と保安規定の整合というのがございまして、その32ページです。こちら保全計画の策定、第62条の7というところがございまして、その3項に、定期事業者検査の計画の内容が含まれてございまして、ここに担当課長は、保全対象範囲の建物構築物及び設備機器が、所定の機能を発揮するように、一定の期間と書いてございしますが、ここが12ヶ月以上の期間でございまして。
0:57:39	原子力規制庁の永井です。そうすると、今の定期事業者検査の確認する期間として、次の事項を定めるということで、(1)から一定期間、検査の項目、具体的な方法を定めると言っているのですが、これで定めるのは、何で定めるかという、保全計画の中で定めるということですか。簡単に説明頂けますでしょうか。
0:58:41	三菱原子燃料のオオムタでございまして。三菱原子燃料の大牟田です。先ほどの保安規定については、社内の標準書の方に記載をしています。その標準書に基づいて保全計画書をたてるというふうに、最終的には保全計画の中に落とし込まれていくものでございまして。以上です。
0:59:06	原子力規制庁の永井です。保全計画の策定の内容は確認しました。これは申請中の保安規定の62条に入っていて、現に実施しているということでよろしいですね。
0:59:36	三菱原子燃料の大牟田です。そのとおりでございまして。
0:59:39	原子力規制庁の永井です。わかりました。私からの確認は以上です。
0:59:41	規制庁有田です。次の確認に移ります。B0、NO14、定期評価の内容は削除されるとして、安全性向上評価を2022年度から実施するというので、定期評価もうやらないとしている説明があると思うのですが、安全性向上評価の実施時期というのは、使用前確認の終了時期によって決まってくるので、使用前確認とかは、その前の設工認の進捗状況によっては、2022年度より遅れる可能性がないとは言えないわけで、それも踏まえて他の事業者、実用炉とか原燃とかでは、それを踏まえた上で、先ほどの定期評価の条文を残しているというのがございまして、消してしまうのでは、見切り発車なのかなと考えております。
1:01:02	三菱原子燃料のコマタでございまして。
1:01:06	この条文につきましては、復帰させるということで問題ございませんので、復活させることで補正させて頂ければと思います。以上です。
1:01:39	有田です。今の話は承知しました。
1:01:43	次の指摘としてB2、保安措置運用ガイドの反映状況ということで、25ページなんですけど、保安措置運用ガイドの巡視の計画実施と、点検の計画実施と

	<p>というのが、それぞれ書いているのですが、保安措置ガイドの方を見ますと、巡視と点検は要求事項が異なっておりまして、これに伴って関係ある保全規定の条文は、変わってくるわけで、例えば保安措置ガイドの巡視については、保全計画の策定の中にある状態基準保全による巡視だけでなく、偶発故障の発生を念頭に置くこと、正常な状態からの逸脱した場合、事後保全とか、そういった巡視にはいるものが保安措置ガイドには書いておりまして、これも踏まえた運用になっているのか、それについて説明をお願いします。</p>
1:03:14	<p>三菱原子燃料の大牟田です。ご指摘ありがとうございます。巡視のところは施設管理の巡視しかとりこんでないというところで、ご指摘頂いた偶発故障の発生を念頭に置くこととか、事後保全についても、記載を修正したいと思います。以上です。</p>
1:03:10	<p>規制庁有田です。ちょっと音が聞き取れなかったので、もう一度、よろしいですか。</p>
1:03:47	<p>三菱原子燃料の大牟田です。ご指摘ありがとうございます、現状の記載が、巡視のところを受けまして、保全計画の巡視の位置にしか記載していなということになってございます。ご指摘頂いた、偶発故障だとか事後保全のところについても記載がたりていないというご指摘かと思えます。承知しました。修正したいと考えています。以上です。</p>
1:04:22	<p>規制庁有田です。それでよろしくをお願いします。</p>
1:04:28	<p>原子力規制庁の永井です。今の修正というのは、保安規定の本文を修正して補正するというところでよろしいですか。</p>
1:04:40	<p>三菱原子燃料の大牟田です。今のご指摘、保安措置ガイドの保安規定の反映について、資料の適正化をはかると考えています。</p>
1:04:56	<p>以上です。</p>
1:04:57	<p>原子力規制庁の永井です。 保安規定の方で、今説明のあった内容は、何条のところ規定していることになるか説明して頂けますでしょうか。</p>
1:06:36	<p>三菱原子燃料の大牟田です。資料A2の32ページのところでご覧ください。保全計画の策定の第62条、計画の策定のところの32ページ2)の状態保全のところになりますが、次の巡視を実施する時期までに次の事項を定めるということで、建物構築物及び設備機器の状態を監視するために必要なデータ項目だったり、基準だったり、時期を、こちらの施設管理の保全計画の策定の中で記載をしてございます。これを受けて加工施設の操作の方、30条の方になります。ページで言いますと25ページになります。巡視で、各課長は、毎日1回以上、別表1-2に示す設備等について、第62条の8の第3項に定める観点を含めて巡視を行うと定めております。</p>

1:08:32	原子力規制庁の永井です。30条というのは、誰が行うかということ、加工施設の操作を行う部門の観点で点検巡視を行うということで、施設管理で行うのは施設を所管している課長なり、部長が実施するというので、規定上は30条で巡視というのがでてきているわけですが、実施者というのは操作部門が実施するというのでよろしいでしょうか。
1:09:29	三菱原子燃料の大牟田です。おっしゃるとおり、30条のところは各施設を操作する者たちが。加工施設の操作に合わせて施設管理からくるものも含めて巡視を行うということにさせていただきます。以上です。
1:10:42	原子力規制庁の永井です。今の説明で保安規定の関連条文は確認しました。
1:11:24	原子力規制庁の永井です。少し確認しますので時間を頂きます。
1:13:00	原子力規制庁の小澤ですが、最初に有田の方が言った、保安措置ガイドの施設管理のところの巡視で、状態監視の保全だけではなくて、偶発故障の発生を念頭に置かれたか、正常な状態からの逸脱した場合に適切に正常な状態に回復させるだとかが盛り込まれていないという説明だったと思うのですが、それについては添付の説明資料を修正するのみならず、規定上の修正の検討をしなければいけないという説明だったと理解してよろしいのですか。
1:13:48	三菱原子燃料の大牟田です。説明が不足して申し訳ございませんでした。先ほどの巡視のところですが、A2の資料をもう一度ご覧になって頂いてよろしいでしょうか。34ページのところ、保全の実施、第62条の8のところ。3項のところに具体的に、その30条に飛ばしたところが記載してございまして、担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第30条による巡視を行うと記載してございまして、こちらの方で偶発的な対応等を読むことができるのではないかとということで、保安規定の方はこのままで先ほどの説明資料だけを修正する必要があるかと考えた次第でございます。以上です。
1:15:07	規制庁小澤です。今の実施のところは分かったのですが、その前の計画だとかに、その関連が説明されているのでしょうか。
1:15:25	三菱原子燃料の大牟田です。 今のご指摘は、実施だけでなく計画にも、そういった内容を盛り込むということと理解しました。計画についても記載を修正したいと思います。以上です。
1:15:46	規制庁小澤です。計画を踏まえて実施という一連の流れの中で、記載のつながりがあるように規定を検討下さい。
1:16:01	三菱原子燃料のオオムタでございます。承知いたしました。
1:17:46	規制庁有田です。

	<p>続きまして、保安規定の条文の方で、施設管理関係で確認したいと思います。</p> <p>62条の9の保全の結果の確認評価ですが、ここに最後に使用前事業者検査については書いてあるのですが、定期事業者検査も保全計画の一部として入っていますが、保全の結果の確認評価の中で、定期事業者検査という文言がなくて、一見この条文だけ見ると漏れているよう見えますが、それはどこかこの中の文言の中に含まれているということで良いのでしょうか。</p>
1:19:07	<p>三菱原子燃料の大牟田です。</p> <p>62条の9の保全の結果の確認評価のところですが、定期事業者検査につきましても保全計画の一環としてとらえていまして、保全の実施の一つということから、保全の結果の中に含まれていると理解してございます。以上です。</p>
1:19:40	<p>規制庁有田です。保全の結果の中に包含されていることは理解しました。</p> <p>62条の9の第1項の、確認評価しているという内容については、保全の結果の中に定期事業者検査が入っていると、使用前事業者検査というのはこの中に含まれているのでしょうか。</p>
1:23:01	<p>三菱原子燃料の大牟田です。</p> <p>使用前事業者検査については、第62条の9の第2項のところに、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされている合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施するという記載を、追記というか、記載を加えているというのがございまして、2項で補足しているところでございます。以上です。</p>
1:25:15	<p>規制庁田邊です。少々お待ち下さい。</p>
1:27:39	<p>規制庁小澤ですが、今の確認は、保全の結果の確認評価のところ、使用前事業者検査は関連付けで項目をたててご説明されているところですけど、定期事業者検査については触れられていなかったの、どこで読むのかを、この中でですね確認したところです。1項の中の、保全の結果の中に包含されると言うことであれば、その前の保全の計画だとかの構成からして、ここで読み取れるようになっているのかというものも含めて説明頂きたいのですが、使用前事業者検査だけを特だしているところについても、定期事業者検査を落としている理由も説明頂きたいのですが。考え方のですね。</p>
1:29:01	<p>少々お待ち下さい。</p>
1:30:47	<p>三菱原子燃料の大牟田です。先ほどの資料A2の33ページになります。こちらは、62条の7の保全計画の策定のところになってまして、4項のところに、担当課長は設計及び工事の計画を次のとおり策定するというのがあってですね、33ページの下の方に使用前事業者検査の記載をします。</p>

	<p>こちらのところですね、保全計画の策定のところは読み込んでいます。これを受けて実施をして、評価をすると、先ほどの6条の9のところでは評価をするという流れになるかと考えます。</p>
1:32:25	<p>原子力規制庁の永井です。33ページの資料を確認したのですが、4ポツは資料が改行されてないのですが、その後ろにあります。この中には、今確認したいのは、定期事業者検査が、保全の結果の確認評価に紐づけられていないということなんですが、4ポツは使用前事業者検査の話で、定期事業者検査の結果の評価はどの様に行っているのかということの説明頂きたいということですが。</p> <p>失礼しました。定期事業者検査の方ですね。こちらの方は、32ページになります。第62条の7の保全計画の策定の下の方の第3項のところ、担当課長は、保全対象範囲の建物構築物及び設備機器が、所定の機能を発揮するというので、こちらの方に定期事業者検査の計画を記載のとおり策定するというふうに規定してございます。それから、実施のところは、34ページになりますけど、第62条の8の保全の実施のところ記載しているということになります。</p>
1:34:30	<p>規制庁有田です。先ほどの62条の7であげて、定期事業者検査の実施については、62条の8の第何項ですか。第1項のところですね、第62条の7で定めた保全計画に従って保全を実施するということと、4項のところの保全の結果について記録し、保管するということに繋がっていきます。以上です。</p>
1:35:14	<p>規制庁有田です。</p> <p>整理すると、計画の段階では、使用前事業者検査、定期事業者検査を具体的に書いて、実施と評価、これらについては、保全の計画の中に盛り込まれているという形で条文上は明記しないという書き方、整理ですか。</p>
1:35:41	<p>三菱原子燃料の大牟田でございます。その通りでございます。</p>
1:36:21	<p>補足になりますが、定期事業者検査の実施自体の詳しい内容につきましては、第65条の方に記載しているというところでございます。以上です。</p>
1:37:28	<p>規制庁田邊です。ご説明ありがとうございます。録音の関係上、一度中断したいのですが、三菱原子燃料、よろしいでしょうか。</p>
1:37:41	<p>三菱原子燃料の小俣です。中断承知しました。数分休憩後開始します。</p>

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁有田です。それでは再開します。
0:00:05	次の指摘なんですけど、第60条の施設管理に係る計画及び実施、第61条の施設管理に係る評価及び改善ということで、ここで施設管理のPDCAの条項があると思うのですが、この内容については、62条の施設管理計画とか62条の12の施設管理の有効性評価とか、第7章第2節に書かれている内容と重複しているのではないかと思います。これは同じ内容の情報を60条、61条で定めているのか。説明をお願いします。
0:01:11	三菱原子燃料の大牟田です。60条、61条なんですけど、保安規定の個別業務については、当社の保安規定の構成として、60条で標準書を定めて実施をすると、それから、61条で評価改善をすると、他の章の記載と合わせた記載としてございます。一方、第2節以降、62条以下で、そういったPDCAを回すと言うことが記載されてまして、いわゆる保全プログラムの中でPDCAを回すというところで、書き分ける形で記載してございます。以上です。
0:02:25	規制庁の永井です。1点確認したいのですが、60条の規定においては、管理総括者が62条から67条の2記載する事項を定めた施設管理の標準書を定めるというのがあって、この標準書と62条で規定のある施設管理計画のところの第1項の規定は、62条の2から、62条の12までの施設管理について、施設管理標準に定める具体的に名前があるんですけど、これは同じものなんですか、違うものなんですかというのと、違うのであればどういうふうに使分けをしているのか説明して下さい。
0:03:22	三菱原子燃料の大牟田です。今の62条の方の施設管理については、施設管理標準というのに規定してございます。一方60条にあります62条から67条の2に記載する事項を定めた施設管理の標準書を定めるというのがございまして、こちらは施設管理標準だけではなくて設計開発の標準の方にもなるということがございまして、若干60条の方が幅広い標準書を定めているということにしております。以上です。
0:04:05	原子力規制庁の永井です。その標準というのは、今回保安規定の申請書を見ると、表は別表第1なんですけど、今日の資料の中にはどこにもなくて、申請書の中の51ページの別表第1を見てますけど、この7章の施設管理のこの条文のところでは、施設管理標準しか呼び出していないように記載になってるんですけど、この関係はどういうふうに整理されているのでしょうか。
0:04:49	三菱原子燃料の大牟田です。ご指摘頂きましてありがとうございます。こちらの方は、設計開発を含めたところで記載をしないというところがございますので、別表第1の方のところの記載を修正させて頂きたいと思っております。以上です。

0:05:11	原子力規制庁の永井です。まずこの表は、いろんところで標準書が呼び込まれているのが、別表第1に集約されているので、今回いろいろ規定、本文側の条文は変更になったり、引用する標準の名前も変わってますので、まずはこの表を全体を見て、関連する条文とか規定が間違いないかというのは、全体を見て、その結果として、本当に今のところだけを直せば良かったのかというのは、補正の前に、次の機会の面談とか、もうしくは補正の際に説明して下さい。
0:06:10	三菱原子燃料の大牟田です。ご指摘頂きましてありがとうございます。先ほどですね、定期評価の条文等もですね、標準書名を変更しなければいけないところもございますので、こちらの別表第1につきましては、その他の記載も合わせて適正化をはかりたいと思います。以上です。
0:06:27	原子力規制庁の永井です。そうした上で、資料A2の29ページの施設管理の60条の標準書と、62条で規定している標準書の違いも合わせて、どういうふうに整理したのかを説明して下さい。もし一緒なら60条と62条は、同じことをいっているのではないかと、我々は感じているところもあるんですが、違うのであれば、どういうふうに区別してPDCAを回しているのかを再説明するようにして下さい。
0:07:49	三菱原子燃料の大牟田でございます。承知いたしました。
0:08:16	規制庁有田です。次の確認に移ります。今日の資料B4、加工施設の操作がございしますが、加工施設の操作の中でいろいろと項目があげられていたと思うのですが、この中で(8)その他であげられてるのですが、内容をみると、結局(5)の操作に必要な事項に包含されるのではないかと考えてまして、それはどういう整理でこうしたのかを説明して下さい。
0:09:16	三菱原子燃料の大牟田です。(8)のその他のところは、保安規定審査基準の1から7に該当しない、直接読めないところを、その他のところにまとめたというところではございますが、今のご指摘のところ、加工施設の操作に必要な事項というところではというご指摘かと思しますので、ここは少し5項の方に記載した方が良かったと考えます。以上です。
0:09:59	規制庁有田です。この資料については、(5)に含ませるということで整理されるということでしょうか。
0:10:18	三菱原子燃料の大牟田です。資料の修正承知いたしました。
0:11:08	規制庁有田です。次の確認なんですが、BOのNO12の指摘事項に戻るのでありますが、保安規定の審査基準に設計想定事象があり、この中に初期消火を含めているということで、これについては対応済みということなのですが、三菱原子燃料の申請書を見ると、設計想定事象と明示的にされてなくて、設計想定事

	象というのが、具体的にどういう事象があって、今回の申請書でいうと何章が該当するのか、整理して説明して頂けますでしょうか。
0:12:16	少々お待ちください。
0:13:28	三菱原子燃料の大牟田です。先ほどの資料A2で説明します。A2の10ページをご覧ください。下の方になりますが、第8条の個別業務に必要なプロセスの計画がございます。そういうところで個別業務に必要なプロセスについて書いてあるのですが、8条の3行目になるのですが、初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動(以下火災防護活動という。)及び火山活動(降灰)、その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動を設計想定事象というふうに言ってございます。以上です。
0:14:39	規制庁有田です。設計想定事象なんです、事業規則の定義のところ、大規模損壊とか、重大事故とか、航空機衝突とかも包含される定義になっているのですが。
0:15:02	三菱原子燃料の大牟田です。設計想定事象等の等において、いわゆる重大事故に至るおそれがある事故、大規模な自然災害又は大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊というのが含まれるというふうに理解してございます。以上です。
0:15:48	規制庁有田です。 加工事業規則の第1条第2項第10号に設計想定事象の定義があって、この中には重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものがある、この中に大規模損壊とかも入ってくると思うので、設計想定事象等という言い方は規則上なくて、保安規定の方では設計想定事象等という使い方をしているということで良いですか。
0:16:42	三菱原子燃料の大牟田です。ご指摘承知しました。記載が適正化を確認して、必要に応じて修正させていただきます。以上です。
0:17:44	原子力規制庁の永井です。我々が今、確認していたのは、審査なので審査基準なり、加工事業規則に照らしてみたときに、皆さんの保安規定の変更がどうい対応がとられているのかというのを確認しています。その中で、有田が伝えましたが加工事業規則の第1条に定義があって、第2項第10号に設計想定事象の規定があって、その中にはイロハとあり、イが自然現象、ロが人為事象、ハが内部火災であるとか溢水その他の事象になってます。そこまでを設計想定事象と規則上は言っています。
0:18:39	それから11号にいくと大規模損壊とあり、定義には大規模な自然災害とか、航空機の衝突とか、テロによる施設の大規模損壊をいうという、これが規則の定義なんで、そこに照らして三菱原子燃料の保安規定がどういうふうに規定されているかという、設計想定事象が新たに今回設定されたんだけど、ど

	<p>こにもその言葉が見当たらず、グルーピングがされていない状況、我々の方は審査基準も設計想定事象というくりできているので、どういう事象を含んで、どういうふうに皆さんが定義しているのかというのを確認していたんですけど、その答えとしては、資料A2の10ページの第8条の個別業務のプロセスの計画の中で、設計想定事象に係るというのがどこまで含んでいるのか、初期消火と火山とか、その他自然現象発生時の加工施設の保全のための活動、それから点があって、重大事故に至るおそれがある事故、大規模損壊とつながっているのですが、次のページでUF6の話がでてきたりしますが、全部を皆さんの保安規定の中では、設計想定事象というくりとしているということなんでしょうか。事実確認です。</p>
0:20:51	<p>三菱原子燃料の大牟田です。整理をして回答させて頂きたいと思います。よろしくお願いたします。</p>
0:21:01	<p>原子力規制庁の永井です。整理をしたら、われわれ審査基準にてらして、保安規定を見ているんですけど、保安規定のところの審査基準の対応の方も合わせて、保安規定が今すぐどうこうということではないんですが、審査基準にも対応した形で、どういう事象を、どこで規定しているという説明をして頂いた上で、初期消火から設計基準事故の火災とかですね、大規模損壊とか火災が拡大していくような事象が発生した時のどう対応するのかも合わせて再確認した上で説明して頂いて、必要があれば保安規定の修正の方も検討ください。特に補正が必要ないのであれば、現状の中で整理しているのかを、説明するようにお願いします。</p>
0:22:20	<p>三菱原子燃料の小俣です。承知しました。整理しまして説明できるようでありましたら、再度審査基準に照らして説明させて頂くということで、足りないようであれば補正の方も検討していきたいと思います。以上です。</p>
0:22:59	<p>規制庁小澤です。今の点はご確認頂いた上で対応頂くということで、今の内容で、いくつか確認なのですが、この記載に関係するところは、MNFの場合は、基本的な前回補正のところから変わっていません。事象が発生した時の対応の確認をしていきたいのですが、火災とその他の事象について、運転管理上で事象を見つけた時の対応として、どこで確認をするのかということ、それというのは運転操作のところの異常時の措置のところからスタートは対応していくということよろしいのですか。</p>
0:24:22	<p>三菱原子燃料の大牟田です。おっしゃるとおり加工施設の操作のところの異常時の措置のところから対応するという理解でよろしいかと思います。以上です。</p>
0:24:37	<p>規制庁小澤です。その流れで各事象毎にどういう対応になっていくのかというのを、事象の進展とともに保安規定上のどこでどういう対応になるのかを説明して頂きたいのですが。</p>

0:24:52	三菱原子燃料の大牟田です。当社の保安規定の構成ですが、現状の保安規定ですと、第9章の非常時の措置から対応するというごことばでございまして、第9章の非常時の措置で非常時の全般に係る措置を、事前の対策から外の活動、非常時における活動を、第9章の非常時の措置中で記載しています。
0:25:26	それ以降の方で、具体的にそれぞれの項目に分けて記載をしているということになってございまして、第10章の火災防護活動というところに、こちらに初期消火活動からの体制の整備、火災防護活動での体制の整備を記載しているというものでございます。
0:25:54	その次の第11章は、自然災害等発生時の保全活動ということで、自然災害の発生時の体制の整備について、第11章に書いているというところでございます。第12章が、今度は重大事故に至るおそれがある事故と、大規模損壊発生時の保全活動の体制の整備を第12章にまとめてるというものです。重大事故に至るおそれがある事故の一つということで、当社の場合は、6フッ化ウラン漏えい事故というのがございますので、そちらについては13章の方で、別途記載しているというような、現状の保安規定の構成になっているというところでございます。以上です。
0:27:20	規制庁小澤ですが、体制の整備として、それぞれ書き分けているのは分かるのですが、事象が発生した時にそういう順で対応していくのかを流れをおって説明して頂きたいのですが、設計想定事象が発生しましたというところで、まずどの様な対応になるのですか。いきなり非常時の措置の対応で考えられているのですか。
0:27:29	三菱原子燃料の大牟田です。例えば火災防護活動で。
0:27:37	火災でない事象で説明頂けますか。最初は。
0:28:15	三菱原子燃料の大牟田です。自然災害は第11章に書いてございまして、97条のところに自然災害等発生時の保全活動の整備ということで、自然災害発生時の体制の整備として、加工施設の保全のための活動を行うため、要員の配置ですとか、教育訓練、資器材の配備、自然災害等発生時における加工施設の保全のための活動を行う内容を記載してございます。
0:28:54	それから発生した場合は、各課長が加工施設の保全に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、管理総括とか核燃料取扱主任者とか、関係課長に連絡するとともに、漏えい防止の措置を講じるということになってございます。
0:29:21	規制庁小澤です。そうすると自然現象が発生しました、設備に異常が発生しますと言った時の処置については、ここに係れている保全のための活動を行う体制の整備、ここはあくまで体制の整備であって、実態として事象が起きている時の対応としては、具体的にどういう対応になるのですか。97条の2項に書かれている標準書に基づき活動を行う。標準書の中に細かく書かれているということですか。それと異常時の措置の関係はどの様になっているのですか。

0:30:29	三菱原子燃料の大牟田です。自然災害等発生時の保全活動の体制については、保安規定の添付1に詳細を記載してございます。
0:30:44	添付1の2項ですが、自然災害等の対応について、具体的には、4. 4項の標準書の整備の中で、例えば火山灰ですと、予め対応するのですが、実際に発生した場合は、火山灰の除去作業を実施する内容について、添付資料の方で詳細を記載しているということになります。自然災害が発生した場合、防災組織を招集することになりますので、非常時の措置の対応に従って、防災組織を呼んで対応する事になるかと思えます。以上です。
0:31:36	規制庁小澤です。異常時の措置との関係を説明して頂きたいのですが。
0:31:45	三菱原子燃料の大牟田です。通常の異常が発生した、例えば自然災害が発生したというところであれば、通常の体制で対応できない時は、防災組織を呼ぶと、そこで非常時の組織で行われるという事で、通常の組織で対応できない場合は、非常時の措置として防災組織を立ち上げるというような流れになってございます。
0:32:20	規制庁小澤です。今、自然災害の発生の説明をされてますが、対応の内容は添付のところに書かれている内容で対応しますと、事象の発生時としては、この体制というのは、まず非常時になる前というのは、異常時の措置の対応の中で、ここの標準書に記載されている内容のものが対応されるということなんですか。どこからか非常時に段階と判断した場合は、非常時の体制の中で、標準書に記載されている対応をやっていくということになるのですか。
0:33:16	三菱原子燃料の大牟田です。おっしゃるとおり、当然、資器材の準備等は事前に実施するという事で、通常の体制で実施することになるのですが、対応が必要になってくると、非常時体制で実施することになりますので、実際に対応をはかる時には、非常時体制で実施することになるかと思えます。以上です。
0:33:46	規制庁小澤です。それらについては、今、自然災害でお話されましたが、今後申請される内部溢水だとか、その他のものについても同様の考えだということでしょうか。
0:34:13	三菱原子燃料の大牟田です。項目に応じてということではあり得るかもしれませんが。その整理が十分できないところはございます。通常の体制で対応できなくなれば、非常時の体制になるという事なのですが、溢水等がでた場合の対応は、どうするのかというのは、今後、きちんと整理をしたいと考えてございます。以上です。
0:34:46	規制庁小澤です。設工認の進捗の関係で、内部溢水については保安規定に今回は反映されないという事で、その議論は別として、自然災害等の発生の場合は、今のご説明のとおりと、今度は火災なのですが、火災の場合は異常時の措置を経由しないで、別途の対応になるのですか。
0:35:33	三菱原子燃料の大牟田です。火災の場合は、直ちに初期消火等を実施するとい

	うのと合わせて、防災組織を立ち上げて対応するという意味では、並行して実施されるのかと考えます。以上です。
0:35:57	規制庁小澤です。並行して実施するというのが理解できないのですが、スタートは異常時の措置で始まるという事なのですか。
0:36:16	三菱原子燃料の大牟田です。スタートは異常時の措置だと思います。異常を発見して、通常の体制の中で通報連絡だったり、初期消火を行うと、合わせて非常時の措置に移行しますので、防災組織に連絡をして、防災組織を立ち上げて対応を行っていくという流れになるかと思えます。以上です。
0:36:43	規制庁小澤です。今、説明のあった防災組織を立ち上げというのが、非常時の措置の体制に入っていくという事なのですか。
0:36:56	三菱原子燃料の大牟田です。そのとおりです。
0:37:00	規制庁小澤です。今、説明のあった防災組織を立ち上げというのが、非常時の措置の体制に入っていくという事なのですか。そのところは、どこの条でどの様に読めば良いのですか。
0:37:11	少々お待ちください。
0:37:27	三菱原子燃料の大牟田です。 現状の保安規定の、第9章非常時の措置のところ、第84条通報というのがございます。初期活動という事で、通報という事で、第84条に課長は加工施設に異常が発生し、状況が異常事態であり又は非常事態に進展するおそれがあると判断した場合には、直ちに管理総括に報告するとともに、関係者に通報するという事で、この連絡を受けて、非常時体制が立ち上がって進められるということになります。以上です。
0:38:16	規制庁小澤です。その関係と、火災時の関係を説明頂きたいのですが。
0:38:28	三菱原子燃料の大牟田です。これも加工施設に異常が発生した場合と一緒だと考えます。火災の発生を発見したら、通報連絡をして、体制を立ち上げていくということになります。
0:38:47	規制庁小澤です。火災が発生した場合は、その状態がどうであれ、非常事態とすぐさま判断するという事なのですか。
0:39:02	三菱原子燃料の大牟田です。そのとおりでございます。
0:39:05	規制庁小澤です。それは保安規定上のどこでどう読めば良いのですか。
0:39:24	三菱原子燃料の大牟田です。詳細のところ、火災が非常に含まれるというところ、書いていないかもしれませんが、通報のところの加工施設の異常が発生した場合の、異常に含まれるということでございます。
0:39:44	規制庁小澤です。そういうところをですね、設計想定事象で、想定される各事象毎に確認をするので、そこを整理して説明をお願いします。変更ないところの記載ぶりがおかしいとか、そういうことを言っているのではなくて、今後変更があるかもし

	れませんが、事象の発生から進展含めて、非常時の体制になることも含めて、事象進展に従っての説明をお願いします。
0:40:35	三菱原子燃料の小俣です。今の件、承知しました。
0:40:44	規制庁小澤です。今回変更ないという事ですけど、説明頂いたところを整理して頂いて、同じ説明になるかもしれませんが、今のところを説明頂きたいというところと、他の事業者も同じでございますので、整理して説明をして下さい。以上です。
0:41:10	三菱原子燃料の小俣です。事象毎に発生段階から非常時への移行を説明できるように整理したいと思います。
0:41:29	規制庁永井です。最後に1点確認します。今日の説明資料にないのですが、保安規定の変更がない条文で、既認可の33条の規定になります。ここで保安上特に管理を必要とする設備ということで、核的制限値を有する設備であるとか、熱的制限値を有する設備であるとか、閉じ込め、非常電源、放射線管理設備とか、これらを保安上特に管理を必要とする設備と定義して、従前からこれ定義されているんですけども、現在ここについては、今後も含めて、どういう設備を保安上特に管理を必要とする設備として、これに限定するのか、どういう考えなのか、保安規定全体の中で、施設管理の規定であるとか、運転操作も含めて、そういうふうにごこの条文を位置づけて、他の条文と関連付けて、規定をしていこうと考えているのか、説明して下さい。
0:43:12	三菱原子燃料の大牟田です。 今現在、保安規定に記載しています、保安上特に管理を必要とする設備というのは、どちらかと言うと、加工施設を扱う人達が、誤操作とか、間違ったりというようなところを、管理をするのかと思ってまして、今回の新規制基準の対応で、安全機能を有する施設の位置づけが明確になってきましたので、そこら辺を保全計画の中で、施設管理の中できちんと管理をするということもございまして、そこら辺の関連を含めて記載の見直しが必要かなと考えてございまして。以上です。
0:43:59	原子力規制庁の永井です。今回は申請がないのですが、順次、段階的施工で設工認とか申請もでてくることと思いますので、施設管理であるとか、設備の操作も含めてご検討頂ければと思います。以上です。
0:44:37	三菱原子燃料の小俣です。承知しました。
0:44:45	規制庁有田です。第1部の指摘は、これでラストになります。今日の資料のB1で、図1の中でCAPシステムに基づいた不適合管理のプロセスということで、未然防止に係るところということで、施設外からの意見とか、他事業所のコメントとか、そういったものがスクリーニングのインプットになっていると、つまり未然防止に係る情報が新たに不適合管理のインプット情報になったという事だと思っておりますが、このインプットになるというのは、保安規定上ごこの条文が根拠になるのでしょうか

	か。
0:45:54	少々お待ちください。
0:47:53	三菱原子燃料の小俣です。 未然防止に関しましては、第15条の3の方に記載してございまして、第15条の3の第2項でございしますが、各課長は原子力施設その他の施設の運転経験等の知見、他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合事象を含むについて、自らの組織で起こり得る不適合、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む、の重要性に応じて、次に掲げるところにより、うんぬんというところで、未然防止に関して、こちらの条文に記載がございまして。以上です。
0:49:10	規制庁小澤です。今のご説明のとおりで、未然防止等の不適合に入らない改善プロセスも、不適合管理の枠組みの中で一体として管理していくという整理と理解しました。今日説明資料で出させて頂きました添付資料1のですね2ページのところにフローを書いて頂いているのですが、保安規定の条文との対応も、この中に盛り込んで書いて頂けますか。そうするとわれわれの方も、不適合管理の中で一体として管理していくというのも理解しやすいので、保安規定の条文も対比した形で盛り込んで頂きたいのですが、よろしいでしょうか。
0:50:03	三菱原子燃料の小俣です。承知しました。2ページのフロー図の方に、保安規定の条文にそったようなフローにしていきたいと思っております。以上です。
0:50:20	規制庁小澤です。よろしく申し上げます。
0:50:23	規制庁有田です。今の点でもうひとつ、資料B0の7ページ、データの分析及び評価で、不適合には至らない是正を行う端緒という、これはインプット情報にあたる、先ほどのCAPの資料のインプット情報にあたるということで良いですか。
0:51:15	すいません。聞き取れなかったもので、もう一度申し上げます。
0:51:33	資料B0の7ページ、データの分析及び評価で、是正を行う端緒とは、先ほどのCAPの資料の不適合管理に関連するという事でよろしいでしょうか。
0:51:52	三菱原子燃料の小俣です。承知しました。この件、先ほどのフロー図に盛り込むかたちで整理したいと思います。
0:52:32	規制庁有田です。その様に修正をお願いします。規制庁有田です。第1部として他事業者も含めて確認する内容は以上になります。
0:52:42	原子力規制庁の永井です。三菱原子燃料の確認については以上になります。 他の事業者、原子燃料工業の熊取事業所、東海事業所、グローバルニュークリアフュエルジャパンも参加頂きました。基本的には、3社同じ状況ですので、先週の原子燃料工業との面談でも指摘して水平展開ということで、今日、三菱原子燃料から説明頂きましたが、今日の観点も踏まえて、他の事業者の方でも、よく再確認

	<p>して頂ければと思います。特に個別具体的にお伝えする事項として、原子燃料工業については、最後に議論のありましたCAPですね、未然防止のところで、データ分析として、不適合に至らない事象も含めて改善するという仕組みについては、原子燃料工業の保安規定の変更申請では明記されていないので、今日の議論を踏まえた上で、次回説明をして頂きたいと思います。合わせて、最初に議論した検査の独立性についても、よく整理して説明して頂ければと思います。その他の点も、自社の内容を点検した上で、必要があれば補正なり、説明資料の修正なりをするようにして下さい。</p>
0:54:49	東海の事業所も同じです。よろしいでしょうか。
0:55:01	原子燃料工業東海鈴木です。承知しました。
0:55:03	原子燃料工業熊取の黒石です。途中参加となり申し訳ございません。最後のところ承知しました。
0:55:23	<p>規制庁の田邊でございます。GNF-Jについても同様です。今回、三菱原子燃料に対してコメントした事項で、はねるところはあると思いますので、そちらのところは確認をお願いします。逆に言うとはねないところも、私はあるとあっていて、例えば保全結果の確認評価で使用前と定期事業者検査のところが読めないというところが、今日ありましたが、グローバルですと具体的に明記されているので、そういうのははねないと思っています。他にはねるところとしては、ガイドのところで、運転管理の巡視の考え方、グローバルは、これは抜けてて、施設管理のところに書かれてなかったりするので、今回他事業者に対して指摘したのと同じような事が、今後整理していく必要があると思っています。この他、グローバルに対するコメントとしては、検査の実施責任者の考え方が、他事業者と異なる考え方をされていると思いますので、そういったところ、しっかりと記載を考えて頂きたいと思っています。</p>
0:56:44	まずは、ここを踏まえて資料の作成をよろしくをお願いします。今、ネットが繋がらないので、郵送をお願いします。以上です。
0:57:02	GNF-J藤巻です。了解いたしました。
0:57:33	規制庁有田です。三菱原子燃料については、資料の修正等あると思いますので、修正して後日提出をお願いします。
0:57:49	加えて保安規定の方にも補正が必要なところもあると思いますので、そちらの検討も合わせてお願いします。最終的に補正の段階で、今までの説明資料についても、面談を踏まえて最終系という形で、一式そろったかたちで提出をお願いします。
0:58:18	三菱原子燃料小俣です。承知しました。
0:58:33	それでは三菱原子燃料の他事業者も含めた面談の第1部を終了したいと思います。ありがとうございました。

